

雲仙市農業委員会だより

ジャガイモ畑で見つける恋♥
ポテ婚（婚活イベント）を開催しました。



(まずは、自己紹介)



(共同作業で仲を深めました)



(ジャガイモを箱詰めにしてお土産に)



(青空の下で、みんなでランチタイム)

昨年12月13日(日)、小浜町山畑地区のバレイショ圃場において婚活イベントを開催しました。
当日は、市内外から男性8名、女性8名の参加があり、ジャガイモ掘体験や昼食会を通じて交流を深めることができました。
農業委員も参加してイモ掘指導などをおこないました。

農業施策に関する建議活動報告

平成27年12月17日、雲仙市農業委員会は雲仙市に対し、平成28年度雲仙市農業施策に関する建議を行いました。



川内会長から金澤市長へ



建議風景

【建議項目と雲仙市の回答】

1. 労力支援について

農家の労力不足を解消するための労働支援システムを構築していただきたい。

【回答】

市におきましては、JA島原雲仙が行っている「農援隊」の運営に対する支援を行っているところですが、賃金や借上料などの運営経費に補える利用料の確保を図るためには、様々な課題があり、システム確立とまでは至っていないのが現状であります。

本市独自の取組としましては、雲仙市シルバー人材センター、南高愛隣会、雲仙市商工会、JA島原雲仙などの関係機関との意見交換会を開催し、地域内での農業に対する労力支援について協議を重ねているところですが、労力不足という課題は、農業だけでなく他の産業分野においても深刻な課題であることや、そのためのシステムづくりには、労働者派遣法など各種法令もあり、まずは現状分析と課題整理ということから進めているところであります。

2. 補助事業の要件緩和について

市単独事業の要件緩和と内容充実を図っていただきたい。

①「農業機械レンタル推進事業」の継続と農繁期に対応できる機械台数の確保等を事業主体へ働きかけていただきたい。

②連作障害対策としての「客土事業」を創設していただきたい。

③「イノシシ対策事業」にワイヤーメッシュの追加と戸数要件を緩和していただきたい。

【回答】

①「農業機械レンタル推進事業」については、多くの農家の経費削減に繋がっている事業でもありますので、来年度についても継続できるよう努めて参ります。

機械台数の確保については、事業主体であるレンタル業者の考えによることから市の方から機械台数を増やすことの要望は行わないことしております。

しかしながら、本事業に参加される農業機械レンタル業者が少しでも増加し、多くの農業者がレンタル機械を利用出来るよう呼びかけを行っているところであります。

②連作障害対策といたしましては、「キラリと光る雲仙産地支

援事業」の中において緑肥導入補助を実施しているところがございますので、是非、本事業を活用した連作障害対策の検討をお願いいたします。

③「イノシシ等対策事業」については、現在2戸以上による電気柵の補助を実施しているところでございます。

④「ワイヤーメッシュ」は、市内の事業実施分量を一括して入札することから単価を大幅に下げることが可能であります。

しかしながら、少量のワイヤーメッシュを購入する場合には、コスト高になる可能性がありますので、国庫補助事業の活用を検討していただきたいと思います。

また、事業実施戸数の引き下げについては、現在の最低戸数の2戸より引き下げた場合は、1戸となり個人助成となってしまうことや柵の維持管理が1戸では困難なことを考慮すれば、補助事業としては適切でないと考えております。

3. 補助事業実施に係る農家への支援について

「多面的機能支払」や「中山間地域等直接支払」等の事業実施にあたり、集落に対する市の支援を充実していただきたい。

【回答】

①多面的機能支払交付金につきましては、現在市内に24の活動団体があり、うち半数が土地改良区に事務を委託し、残りの半数がそれぞれで事務を行っている状況ですが、ご意見のとおり事務の煩雑さから取り組みを躊躇している団体もあることは確認しております。

市といたしましては、これまで関係者の要請に応じて制度の説明会等を開催してきたところですが、今後も組織の広域化等による事務量の軽減策など、活動団体及び取組エリアの拡大に向けた対策を研究して参りたいと考えています。

②中山間地域等直接支払事務については、各集落向け年4回の事務説明を実施しているところであり、実績報告や確定申告に関する事務については、各集落ごとに不明な点などがあれば、個別に対応させていただいております。

また、新たに取組を実施したい集落がありましたら、出前講座等で説明させていただきたいと存じます。

農地の貸借・売買・贈与について

～農地の異動については、農業委員会の許可を受けましょう～

農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法による手続きがあります。

- ◎許可を受けるには、受け手の下限面積・耕作状況等条件があります。
 - ※受け手の条件により、農業経営基盤強化促進法を利用できる場合があります。
 - ※詳しくは農業委員会へご相談ください。
- ◎借り手は、雲仙市農地流動化奨励事業補助金を受けることができます。
 - ※1 契約期間が5年以上の賃貸借で、雲仙市内在住者が対象となります。
 - ※2 新規・・・10,000円/10a、再設定・・・5,000円/10a
 - ※3 農地中間管理事業による貸借については、対象となりません。
- ◎売買・贈与については、許可なく所有者変更はできず、法務局での登記手続きもできません。

農業経営基盤強化促進法のメリット

- 所有権移転●
 - ・登記手続きまで農業委員会で行います。
 - ・譲渡所得の特別控除（800万円）を受けられます。（農振農用地のみ対象）
- 貸借権設定●
 - ・未相続農地でも相続人の持分2分の1を超える同意がある場合のみ5年以内の契約ができます。農業経営基盤強化促進法に基づく貸借については、期間が満了すれば貸借していた農地は自動的に返還されます。なお、再度手続きを行えば再設定することができます。

農地中間管理事業をご活用ください

【出し手】

- ◎農業を引退したい
- ◎貸したいが受け手が見つからない
- ◎一定期間、大切な農地を貸したい

【受け手】

- ◎経営規模を拡大したい
- ◎分散した農地をまとめたい
- ◎新規に農業を始めたい

【農地中間管理機構】

- ◎「出し手」と「受け手」の希望がマッチングしたもから、契約手続きを行います。
- ◎「受け手」がまとまった農地で営農ができるようにします。

地域に対する支援	「出し手」に対する支援	
地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金
地域内の全農地の2割以上が機構に貸し付けられること	経営転換・リタイアする農業者など、全農地を10年以上機構に貸付け、機構から受け手に貸し付けられること	機構の借受農地等に隣接する農地を機構に貸し付けた所有者等

※協力金の金額については、お問い合わせください。

「農地中間管理事業のお問合せ」 雲仙市農林水産課 Tel: 0957-38-3111
長崎県農業振興公社 Tel: 095-894-3848

無断転用は農地法違反です！！

～農地を農地以外のものにする場合は許可が必要です～

4条申請

自分名義の
農地を転用
するとき

農地の転用には主に次に掲げる
ものがあります。

- ◎農地に住宅、店舗、農業用施設、墓（共同墓地の拡張）などを建てる時。
- ◎農地を駐車場、資材置場、太陽光発電施設、私道などとして使用するとき。
- ◎農地を工事現場事務所、資材置場・残土処理場として一時的に使用するとき。

農地区分により許可基準が異なりますので、詳しくは「農業委員会」へご相談ください。

5条申請

他人名義の
農地を買って、
あるいは借り
て転用する時

※申請前に農林水産課において農業振興地域の農用区域外の農地であるか確認が必要です。農用区域内の場合は、事前に農林水産課で除外手続きをしなければなりません。詳しくは、「農林水産課」まで。

農地法第3条・4条・5条、農業経営基盤強化促進法の受付期間

毎月8～14日が標準受付期間です。締切日が土・日・祝日にあたる場合は、翌開庁日となります。（農業委員会農地部会の開催は毎月初旬です。）

平成27年 雲仙市貸貸料情報

平成27年1月から12月までに締結された貸貸料水準（10a当り）は、次のとおりです。

※あくまでも農地の賃貸借契約をする際の目安としての参考金額です。

（単位：円）

締結された地域名	田（水稻）の部（データ数 250 筆）			畑（普通畑）の部（データ数 238 筆）		
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
国見町全域	10,420	17,568	3,520	12,886	20,000	4,500
瑞穂町全域	11,914	20,165	4,682	10,935	15,566	4,781
吾妻町全域	12,466	20,613	4,065	15,618	20,293	7,764
愛野町全域	14,548	21,595	10,174	16,794	24,482	9,259
千々石町全域	17,107	28,986	8,355	14,473	20,734	7,308
小浜町全域	12,417	20,000	4,796	5,331	13,055	3,561
南串山町全域	14,952	27,907	10,000	19,927	32,328	10,000
雲仙市	13,403	28,986	3,520	13,709	32,328	3,561

農業者年金

農業者年金に加入しましょう！

(加入要件)

- ①年間60日以上農業に従事する人
- ②国民年金の第一号被保険者
- ③60歳未満の人

(特徴)

- ・ 少子高齢化時代に強い積立方式の年金
- ・ 保険料の額は自由に選択(月額2万～6万7千円まで)
- ・ 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は80歳までの保証あり。
- ・ 保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇あり。

※認定農業者など一定の要件を満たす方には、月額最高1万円の国庫補助があります。

経営移譲年金の支給停止にご注意ください！

農業者年金は、政策目的に沿って後継者等へ経営を移譲された方に、国が年金の一部を助成する経営移譲年金が支給されます。ただし、目的と反することを行えば国の助成分の支給が停止されます。

こんなときは経営移譲年金が支給停止になります

①受給者が農業経営を再開したとき

- 受給者が新たに農地等を取得したとき
- 以下の諸名義が受給者になっているとき

- ・ 農業共済関係名義
- ・ 転作助成金等申請名義
- ・ 農業所得納税申告名義
- ・ 土地改良区組合員名義
- ・ 農業協同組合組合員名義

必ず変更し、変更後も再取得しないように！

②農業生産法人の組合員、社員、または株主になったとき

③後継者に貸し付けて経営移譲した農地等の返還を受けたとき

■支給停止になる農地等の返還とは？

- ・ 後継者が農業経営を廃止したとき
- ・ 後継者が耕作できない遠隔地に転出したとき
- ・ 農地等を転用したとき
- ・ 農地等を第三者へ売ったとき

④6月末までに現況届を提出しなかったとき

※諸名義以外にも、農業経営主とみなされてしまうことがありますので、次の名義を受給者が保有しないでください。

- ・ 経営所得安定対策の申請名義
- ・ 認定農業者
- ・ 人、農地プランの中心経営体

※支給停止にならない場合もありますので、事前に農業委員会やJAにご相談ください。

〈お問い合わせ〉

※雲仙市農業委員会及び島原雲仙農協各支店まで

※年金のことをもっと知りたい方は、ホームページを検索

農業者年金基金

検索



農業委員会法が改正されました。

(平成 27 年 9 月 4 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行)

現在の雲仙市農業委員は、平成 30 年 7 月 31 日まではこれまでどおり継続します。
なお、平成 30 年 8 月 1 日以降の農業委員の定数等については、政省令等を踏まえて
条例等で定めていくことになります。
改正の主なものは、下記のとおりです。

(1) 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます。

農業委員会は農地法等に基づく許認可事務のほか、①担い手への農地利用の集積・集約化、
②耕作放棄地の発生防止・解消、③農業への新規参入の促進に積極的に取り組むことが必須
業務として位置づけられた。

(2) 農業委員の選出方法が変わります。

農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づくものから市長が議会の同意を得て任命する方
法に変わります。

市長は、任命にあたって、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、
また、公募も行います。推薦と公募の結果は公表、尊重されます。

このことに伴い、皆様に提出していただいていた「農業委員の選挙人名簿登載申請書」の提出
は、平成 28 年から不要になりました。

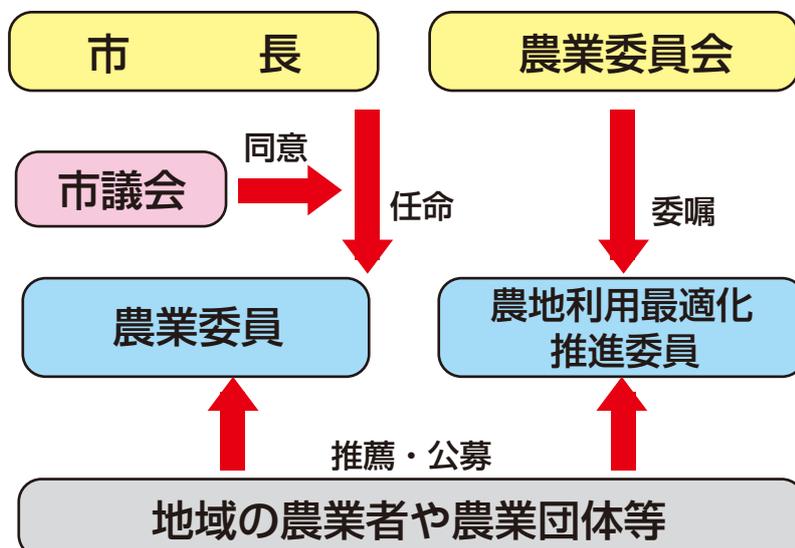
(3) 農地利用最適化推進委員が新設されます。

農業委員とは別に、(1)の「農地等の利用の最適化の推進」に取り組む体制を強化するため
「農地利用最適化推進委員」を農業委員会が委嘱します。

農業委員会は、委嘱にあたって、あらかじめ区域を定め、地域の農業者や農業団体等に候
補者の推薦を求め、また、公募も行います。推薦と公募の結果は公表、尊重されます。

農業委員と推進委員が一体となって「農地等の利用の最適化」を進めることになります。

※農業委員、農地利用最適化推進委員の選任イメージ（平成 30 年の改選時から適用）



耕作放棄地解消 地産地消の事例

(長崎雲仙 ブルーベリー園 森のよろこび)



中村夫妻

中村夫妻の農園は背後に猿葉山、眼下には橘湾が広がる、小浜町富津の自然豊かな場所にあります。

二人は5年前に長崎から移住され、耕作放棄地を再生した畑で、ブルーベリーを栽培されています。

栽培方法は、農薬や肥料、機械を使用せず、水不足の際は「汲んできた湧水」を使い、可能な限り自然に近い状態での栽培を行っています。

収穫した生果実は、インターネットで販売するほか、お菓子の原料や雲仙のホテルでも利用されています。

昨年12月には、中村さんの農園で農業委員との意見交換会を行いました。

意見交換では、ブルーベリーの栽培方法や耕作放棄地対策、さらには中村さんが提唱されている「雲仙市スローシティ構想」について、議論を交わしました。



森のよろこび

検索



6次産業化（チーズ加工）の事例

(パインテールファーム株)



松尾夫妻

松尾夫妻は、廃校になった小学校の校舎を牛舎として再利用し、35頭の乳牛を育てながら、搾りたての牛乳でチーズを作り販売しています。

35年程前に始まった乳牛の生産調整の際に、捨てるのもったいないと、当初は牛乳豆腐をつくり、雲仙のホテルなどに卸していました。

その後、15年ほど前から、夫の順介さんが独学でチーズづくりを始め、今ではフレッシュタイプ・熟成タイプなどのナチュラルチーズをてがけています。

現在、主に百貨店などで対面販売を行ったり、屋外のイベントでは、手作りチーズをたっぷり乗せて焼き上げたピザの販売もされており、評判も上々です。

将来は、消費者へチーズ作りの工程を見ていただくため、さらには、自分たちの視野を広げるために、加工場とカフェを兼ねた直売所の建設を計画されています。



熟成中のチーズ

パインテールファーム

検索



集落営農の取り組み事例

(上木場集落営農組合 瑞穂町)



圃場整備が完了した水田

瑞穂町の上木場集落は、平成 10 年 9 月に団体営圃場整備事業が完了し、平成 25 年 9 月に営農組合が発足しました。

組合の運営に当たっては、国や市の各種補助事業を活用しながら運営されています。

農家の高齢化が進み、中山間地域を多く抱える雲仙市においては、上木場集落のような営農組合を推進し、農地の有効活用と集落の維持を図ることが望まれます。



集落が保有する共同利用機械

- 田植え機
- 代かき機 (トラクター接続用)

上木場集落営農組合の概要

組合員数	27 名
組合長名	山本富市
設 立 日	平成 25 年 9 月 20 日
農地面積	17.6 ha
事業内容	【国庫事業】 <ul style="list-style-type: none">・ 農地中間管理事業「地域集積協力金」・ 中山間地直接支払い事業・ イノシシ柵の設置事業 【市単独事業】 <ul style="list-style-type: none">・ 共同利用機械 (田植え機) 購入 【その他】 <ul style="list-style-type: none">・ 農作業員受託 (田植え、稲刈り)

(農業委員紹介)

昨年 12 月、市議会の常任委員会再編に伴い、農業委員の交代があり、松尾文昭委員 (議会推薦) が選任されました。



松尾文昭 委員

なお、退任されました小田孝明委員におかれましては、農業委員会活動にご尽力いただきありがとうございました。

【訃報のお知らせ】

去る 1 月 28 日、第 4 選挙区選出の「林田政利委員」がご逝去されました。林田委員におかれましては、6 年半にわたり、農業委員会活動にご尽力されました。

林田委員のご尽力に対して、お礼を申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

なお、法令により欠員補充は行われません。

全国農業新聞

発行日：毎週金曜日
購読料：月額 700 円
申込み：雲仙市農業委員会事務局へ

全国農業新聞を読んでみませんか！

- ◎ 農業・農政の動きをわかりやすく解説！
- ◎ 先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！
- ◎ 暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！